

新婚夫婦を応援します！

川北町結婚新生活支援事業費補助金

新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートに必要な住宅の取得・賃借費用や引越費用を補助します。

◆対象者

次の要件をすべて満たす夫婦が対象となります。

- ① 平成31年1月1日から令和2年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下の夫婦
- ③ 合計所得340万円未満の夫婦
※結婚に伴う離職で、再就職していない場合は所得なしとして算定します。
※貸与型奨学金を返還している場合は、年間返済額を合計所得から控除します。
- ④ 申請時に双方の住所が川北町にある夫婦
- ⑤ 町税等の滞納がない夫婦
- ⑥ その他町が定める要件を満たす夫婦

◆対象費用（上限30万円）

- ・新居の住居費 新居の購入費、建築費、家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ・新居への引越費用 引越業者や運送業者に支払った引越費用
(平成31年1月1日～令和2年3月31日の間に支払われた費用)

※新居の購入費、建築費について、川北町新築住宅取得奨励金制度が適用されたものを除きます。

※家賃について、勤務先から住居手当が支給されている場合は、手当分を控除します。

◆申請手続き

川北町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて提出してください。

【申請書添付書類】

- ・婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は戸籍謄本）
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・所得証明書
- ・奨学金返還証明書等、返済額がわかるもの ※貸与型奨学金を返済している場合
- ・離職票 ※結婚を機に離職し現在無職の場合
- ・売買契約書又は請負契約書及び領収書の写し ※住宅を購入又は新築した場合
- ・賃貸借契約書及び領収書の写し※住居を賃貸している場合
- ・給与所得のある世帯員の住宅手当支給証明書（様式第2号）※住居を賃貸している場合
- ・住居費用、引越費用の領収書の写し

※様式は、下記の窓口で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

問合せ先 川北町役場住民課 ☎ 076-277-1111